

# 賃金水準 地域間格差など 意見は承知 しっかりと話している



局長の姿勢を追及する建設支部執行部

## 賃上げ、人事課題で 当局の姿勢を追及

交渉の冒頭で芝田委員長は、①月額二万円の賃上げ、期間業務職員の時給一五〇円の引き上げ、一五人勸で俸給改善されたが、現給補償額を超えずに、実質賃金が上がらない。その一方で、

東海建設支部は三月十七日、春闘期の賃上げ要求と四月期人事に関する局長交渉を実施しました。支部から、二万円の賃上げや、地域間格差是正について当局の考えを追及したところ、局長は「賃金は非常に重要。当局として関心持つており、色々な機会捕らえて、職場の実態、職員の気持ちと話している」と回答、本省・人事院に「話しをする」ことを明らかにしました。四月期人事での育児に対する配慮では、「足らなかつたとすれば改善しなければならない」と回答し、「特別な事情ではない」との姿勢を改めました。

地域手当は引き上げられ、同じ仕事をしているのに、勤務地で賃金が違うのはおかしい。②四月期人事では、来年度定年退職者を五級ポストへ任用される点は、当局の努力の結果と認識しているが、四級ポストに放置されているベテラン職員への登用が行われず、更なる努力を求める。また、育児に携わる職員への面談では、通勤時間が長くなるため断っているのに「特別な事情に当たらない」との回答で内示が強行された。もっと慎重に行われるべきだ。③空ポストが四〇増える内示が強行されたが、前回交代時に局長から「出張所は地域との窓口」との回答に反し、(出張所)不要論にもつながりかねない、前回交代での「計画的に解消」について回答願いたい。④フルタイム再任用が実現していないことは問題。本省に要望せよ、今回内示で、格付けが上がったが、来年度以降も更なるランクアップがあるのか、との指摘・追及を行いました。

## 色々な機会を捉える 実態・気持ち伝える

賃金要求に対し調査官は、「賃金水準については、人事院がその権限と責任においてやっている」と、マニュアル回答を繰り返し、総務部長が「四・一八に関する対応は別だが、(賃金に関する)意見は承知しており、本省や人事院に対して職員団体から聞いている意見をしつかりと話している」と補足はしましたが、気持ちが入らず、伝わるものがありませんでした。支部からは、「同じ仕事をしているのに賃金に差があるのは受け入れられない。現給保障で実質賃金が上がらず、モチベーションも上がらない」と、指摘・追及する中で、茅野局長からは、「賃金は生活を



賃金要求に耳を傾ける局長

支える非常に重要なもの。課題はあると思う。当局として関心持つている。色々な機会を捉えて職場の実態、職員の気持ちを話していく」との姿勢を明らかにしました。しかし、支部からの「勤務場所での賃金に差があるのか」との認識はあるのか」との指摘には、最後まで明言を避けました。職場環境改善に関して「女性の休養室・休憩室など年度内の整備は進んでいるのか」との指摘に、調査官が「各職場で年末までにとりあえず一〇〇%の完成を確認している」とりあえずの対応であり、来年度以降の予算措置も含めて今後も対応していく」と回答しました。各職場で実態を確認し、当局へ改善を求めていくことが重要です。